○総務省告示第三百三十七号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第百九十九号（地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十四日　　総務大臣　川端　達夫

本文中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に、「同条第三項」を「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」に改める。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○総務省告示第三百三十八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十二条第二項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第二百号（地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十四日　　総務大臣　川端　達夫

本文中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に、「同条第三項」を「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」に改める。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○文部科学省告示第百四十四号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

平成二十四年九月十四日　　文部科学大臣　平野　博文

原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示

第一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第二　放射線監視等交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第三号に規定する試験研究の用に供する原子炉」を「原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）」に、「同法第五十三条第三号」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号」に改める。

第十三条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日まで」を「同項の期限まで」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十四条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三　核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第五　大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第二号ホ」を「第五十一条第一項第二号ニ」に改める。

第十三条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日まで」を「同項の期限まで」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第六　放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則（平成五年科学技術庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十八号」を「第五十一条第一項第十六号」に改める。

第十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第七　リサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十三号」に改める。

第十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第八　電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年科学技術庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六条の二第一項、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第四号）第二条の十一の二第一項、」及び「、核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条の二第一項」を削る。

第九　原子力災害対策特別措置法第二条第三号の規定に基づき原子力事業者から除かれる者を指定する件（平成十二年科学技術庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

表中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、

「国立大学法人東京工業大学（東京工業大学核燃料貯蔵管理室に係る規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の承認に係る地位に限る。）	東京都目黒区大岡山二丁目十二番一号
学校法人五島育英会（武蔵工業大学原子力研究所に係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	神奈川県川崎市麻生区王禅寺九百七十一番地

」を